平成２６年（フ）第１１８７号
京都府宇治市開町26番地の３　ルミエールプラザ伊勢田１号
債務者　渡辺　哲也
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
三重県南牟婁郡紀宝町成川1022番地１
債務者　南　　惠子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１１０６号
京都府八幡市橋本意足34番地11　シェルブル一205号
債務者　佐藤　博朗
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　由起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地２　エスポアクレメント光ヶ丘壱番館102
債務者　小佐々久美子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　真琴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３３８号
函館市日乃出町22番１―102号
債務者　齊藤　陽二
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
和歌山県日高郡みなべ町芝204番地
債務者　米田　直彦
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４３号
和歌山県日高郡みなべ町芝204番地
債務者　米田　文子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市宮本町１丁目10番26―202号　ニューエージマンション
債務者　桑折　　大
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５３８号
埼玉県所沢市東住吉７番11―107号　ウインベル
債務者　川上　泰央
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２２号
岐阜県大垣市外渕２丁目66番地２　外渕団地Ａ棟503号
債務者　高橋　教子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
沖縄県中頭郡西原町字上原259番地の１　コーポラス新垣Ⅱ403号
債務者　山城　早苗
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９３５号
札幌市西区発寒10条１丁目２番２―302号
債務者　清野　挙寛
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３９号
札幌市北区北38条西７丁目１番10号　シティハイム西麻生206号
債務者　増原　雪子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８７号
札幌市北区北14条西１丁目２番21―401号
債務者　田村　弘史
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３５号
さいたま市中央区上落合５丁目２番10号　近藤ハイツ201号室
債務者　今井　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６７号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番３号　岩槻コーポ103
債務者　齋藤　裕美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９２号
さいたま市桜区大字大久保領家407番地　メゾンスヌーピー106
債務者　小林　靖二
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係